

四日市市告示第429号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年8月12日

四日市市長 森 智広

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（三重県四日市市塩浜町1番地35の一部）

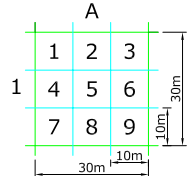
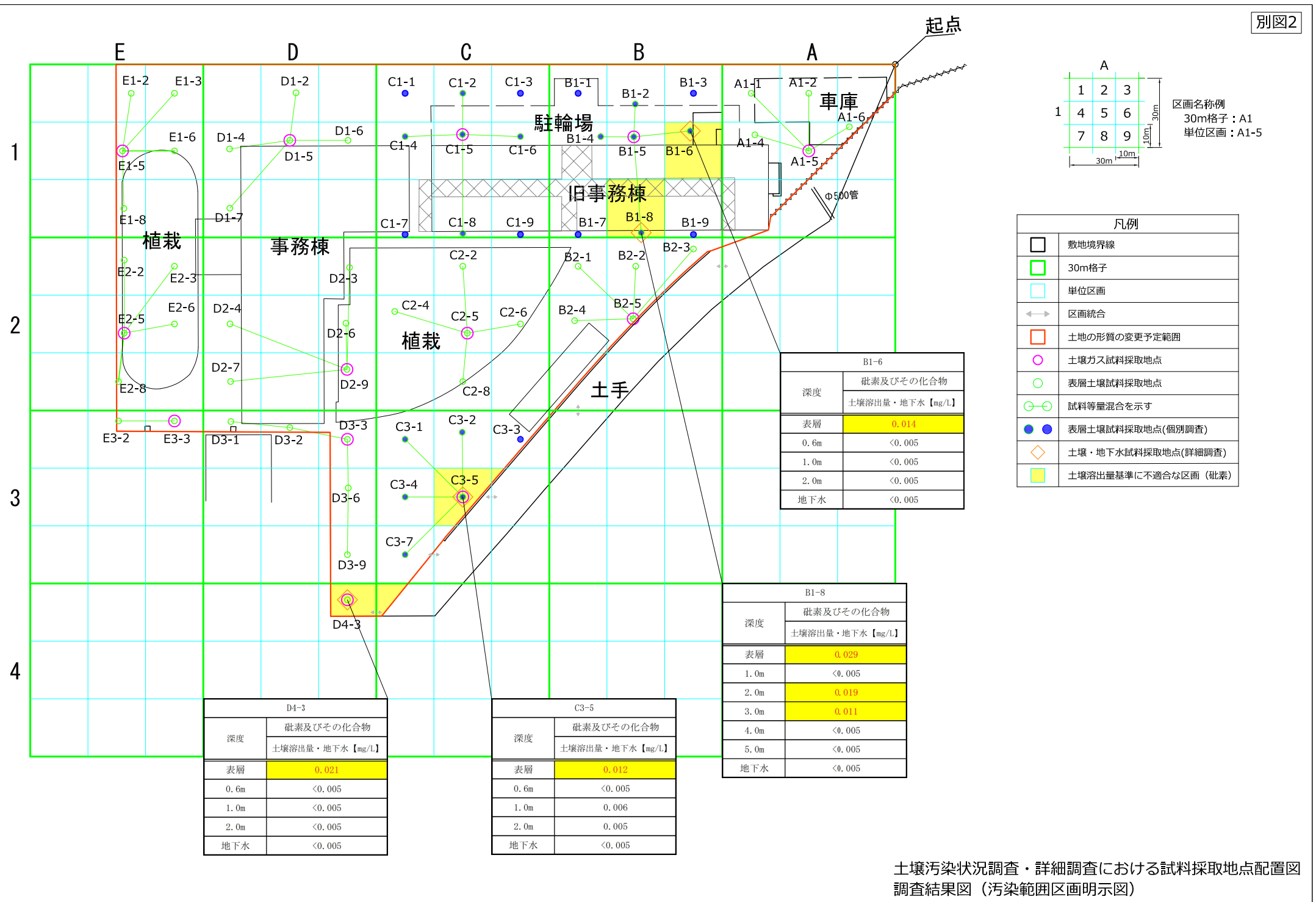
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令告示第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

（環境部環境保全課）



調査対象地位置図



区画名称例
 30m格子：A1
 単位区画：A1-5

凡例	
	敷地境界線
	30m格子
	単位区画
	区画統合
	土地の形質の変更予定範囲
	土壌ガス試料採取地点
	表層土壌試料採取地点
	試料等量混合を示す
	表層土壌試料採取地点(個別調査)
	土壌・地下水試料採取地点(詳細調査)
	土壌溶出量基準に不適な区画(砒素)

B1-6	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.014
0.6m	<0.005
1.0m	<0.005
2.0m	<0.005
地下水	<0.005

B1-8	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.029
1.0m	<0.005
2.0m	0.019
3.0m	0.011
4.0m	<0.005
5.0m	<0.005
地下水	<0.005

D4-3	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.021
0.6m	<0.005
1.0m	<0.005
2.0m	<0.005
地下水	<0.005

C3-5	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.012
0.6m	<0.005
1.0m	0.006
2.0m	0.005
地下水	<0.005

土壌汚染状況調査・詳細調査における試料採取地点配置図
 調査結果図（汚染範囲区画明示図）